号 議 案

つ大 い分 県 教 育 委 員 숲 \mathcal{O} 任 命 に 係る会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 制 定 に

大 分 県 教 て 育 委 員 会 \mathcal{O} 任 命 に 係 る 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 規 則 を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る。

令 和 年 三 月 + 日

提 出

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

工

藤

利

明

大 分 県 育 委 員 숲 \mathcal{O} 任 命 に 係 る会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 管 玾 に 関 す る 規 則

目 次

第 総 則 第 条)

章 任 用 等 (第 二条 \perp 第 九 条

章 給 付 (第 + 条 第 + 条)

章 勤 務 時 間 等 第 二十二条・第二十三条

第 章 休 業 (第二 十七 条)

第 第 第 第

章

暇

(第二十四

条

第二

+

-六条)

兀

第 七六五 章 服休 務 第二 十八 条 • 条 第 +

第 九 章 雑 則 (第三十二 一 条 | 第 三十 五. 条

附 則

第

八

章

福

利

厚

生

等

(第三十

第三

+

条)

九

条)

第 章

総

則

趣 旨

第 員 方 公 条 務 員 法 0) 規 (昭 則 和 は + 大 五 分 職年 県 法 教 律 育 第 委 員 百 会 六 + 以 下 号) 県 第二 教 育 刊二十二条 委 員 会 \mathcal{O} لح 給 第 1 う。 項 第 \mathcal{O} 号 任 に 命 掲 に げ 係

必 要 な 事 項 を 定 \otimes る ŧ \mathcal{O} とす る。

以

下

会

計

年

度

任

用

員

と

11

う。

 \mathcal{O}

任

用

報

他

 \mathcal{O}

付

勤

務

条

件

等

に

関

る

職 地

る

第 章 任 用 等

配 置

務 同 内 じ 容 を 所 は 属 示 長 숲 L 計 本 教 年 庁 育 度 \mathcal{O} 人任 各 事 用 課 職 長 長 員 及 に を び 協 所 配 議 置 長 L す る 各 け 必 教 れ 要 育 ば が 事 な 生 務 5 じ 所 なた 長 11 場 並 合 び に は 教 配 育 機 置 関 \mathcal{O} 期 \mathcal{O} 長 間 を 人 11 う。 員 及 \mathcal{U} 以 業 下

2 じ 8 所 属 長 教 育 は明 人 事 前 課 項 長 \mathcal{O} に 配 協 置 議 \mathcal{O} L 期課 な 間 け れ 人 員 ば な 及 5 びな 業 な 務 内 容 を 変 更 す る 必 要 が あ る 場 合 は

あ

5

か

会

規

任

命

任 用

第 す 則 第 条 会 計 十 年 会 号) 度 計 年 任 第 度 用 職 + 任 員 用 兀 を 職 条 任 第 員 用 は L 項 ょ 第 職 j 十 員 と \mathcal{O} す 号 任 る 等 用 所 \mathcal{O} に 属 関 規 長 す 定 は に る 基 規 則 づ 公 き、 募 を 昭 行 選 和 \equiv 1 考 + に 応 ょ 年 募 ŋ 県 が 大 あ 教 分 県 0 育 た 委 人 事 者 員 に 会 委 員 が

- で 選 選 考 考 を を 行 行 う うこ t \mathcal{O} لح لح が す る。 で き る。 た だ し 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 当 す る 場 合 は 公 募 に ょ 5 0 な 11 7 11
- が 現 良 に 好 で 県 あ 教 る 育 ŧ 委 \mathcal{O} 員 を 会 選 \mathcal{O} 考 任 \mathcal{O} 命 な対 に 象 係 と る す 会 る 計 場 年 合 度 任 用 職 員 لح L て 任 用 さ れ て 11 る 者 で 勤 務 実
- 務 設 遂 公 置 募 行 さ に を 必 行 n る 要 0 な 職 た が 能 結 力 果 必 を 要 有 有 لح す 効 る さ لح 応 n 認 慕 る \emptyset が 知 識 5 な れ カゴ 経 る 9 者 験 た が 場 1 技 合 能 な 又 等 カュ は 0 \mathcal{O} 公 た 内 募 場 容 に 合 ょ 又 は る 選 任 考 用 を \mathcal{O} 緊 行 急 0 性 た 結 等 \mathcal{O} 果 事 情 職

に

ょ

り

公

募

ょ

ŋ

難

1

と

教

育

人

事

課

長

が

認

8

る

場

合

- 3 を 超 0 前 限 え 項 ŋ て 第 で 引 な き 号 続 11 \mathcal{O} 規に き 任 定 に 用 L ょ な り 公 11 募 Ł に \mathcal{O} لح ょ 5 す る。 な 1 た で だ選 考 を 新 行 た う 場 に 公 合 募 に に あ ょ 0 7 る 選 ŧ 考 を 同 行 う \mathcal{O} 場 者 合 を 五. は
- す 8 選 考 ŧ 方 法 \mathcal{O} は لح に す ょ る。 り 計 所 年 度 属 長 任 が 用 実 職 施 員 申 L 込 会 書 計 第 年 度 号 任 様 用 職 式 員 選 に 考 ょ 評 る 価 書 票 類 審 第 査 一号 面 様 接 そ 式 \mathcal{O} に 他 ょ 必 ŋ 要

評 لح

価 認

績

5 類 式 等 所 を 学 属 添 校 長 え に は 7 配 置 選 県 す 考 教 る \mathcal{O} 育 場 結 委 合 果 員 に 適 会 あ 当 に 9 لح 内 7 認 申 は \Diamond す た る 教 場 ŧ 育 合 0 人 は لح 事 す 課 会 る 長 が 年 別 度 に 任 定 用 8 職 る 員 様 任 式 用 内 に 申 次 に 掲 第 げ 号 る

- 辞 令 案
- 会 計 度 任 用 職 員 申 込 書 \mathcal{O} 写
- 会 計 年 年 度 任 用 職 員 選 考 評 価 票 \mathcal{O} 写
- 五四三 職 務 遂 行 上 必 要 لح さ n る 資 格 又 は 免 許 \mathcal{O} 写

健

康

診

任

期

で

あ

0

教 書

育

人

事

長 六

指 月

定 未

る \mathcal{O}

ŧ

以

下

期 た

間

等

員

لح

1 が

う 六

並 時

び 間

に 以

第 下

の及

者

び

筃

月

り

 \mathcal{O}

勤

務

時

間

+

五.

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} て 断

ょ

ŋ 課 が

募 が 筃

ょ

5 す 満

で

を

う 短 当

六 労 第 項者 務 兀 報 第 職 + 酬 員 兀 額 号 号。 と 技 規 1 以 能 定 Ď 下 労 に 務 技 職 に 能 員 公 あ 労 \mathcal{O} 2 務 給 に 7 職 与 は 員 \mathcal{O} な 給 種 給 与 類 11 料 条 及 \mathcal{O} 例 び 選 額 考 基 لح 準 算 に 行 VI 定 う 関 場 \mathcal{O} す 基 合 る 礎 を \mathcal{O} 条 لح 除職 適 例 な 用 る 昭 を 資 受 和 料 け \equiv る + 者 年 以 大 下 分 県 技 条 能 例

6 所 属 県 長 教 を 育 経 委 由 員 会 L 7 は 本 人 前 K 項 交 \mathcal{O} 付 規 す 定 る に ŧ ょ \mathcal{O} る لح 内 す 申 る を 適 当 لح 認 \Diamond た 場 合 は 辞 令 第 兀 号 様 式

7 لح 勤 す 務 所 る 労 属 働 長 条 は 件 会 同 計 意 書 年 度 兼 宣 任 誓 用 書 職 員 第 を Ŧ. 任 号 用 様 す る 式 場 を二 合 は 部 交 任 付 用 子 L 定 勤 者 務 に 労 対 働 L 条 件 会 計 を 明 年 示 度 す 任 る 用 ŧ 職 員 \mathcal{O}

8 該 名 押 職 所 員 印 属 に L 長 $\overline{}$ た は \mathcal{O} 会 規 計 会 則 年 計 を 度 年 交 任 度 付 用 任 し 職 用 な 員 職 け 勤 員 れ 務 を ば 労 任 な 働 用 5 条 L な件 た 場 11 同 合 意 書 は 兼 宣 速 誓 Þ 書 カン に を 当 部 提 該 出 会 さ 計 せ 年 度 る と 任 لح 用 ŧ 職 員 に が 当 署

る لح \mathcal{O} 任 あ 適 第 る 用 職 は 員 \mathcal{O} に 項 숲 選 は 第 0 考 計 11 評 勤 て 号 年 価 度 務 は \mathcal{O} 票 任 成 規 用 績 定 第 لح 職の 兀 に 評 あ 員 項 ょ る 面 価 中 り \mathcal{O} 公 談 は لح 会 慕 計 に 人 会 事 年 ょ 計 숲 評 度 5 年 価 計 任 な 度 調 年 用 1 任 書 度 で 職 用 任 員 選 職 第 申 考 用 員 六 職 を 込 面 号 員 書 行 様 選 談 う 考 場 式 第 人 評 合 事 号 価 \mathcal{O} 評 と 票 様 第 価 式 兀 調 第 第 項 書 五 に 及 項号 ょ てバ لح 中 様 る 第 す 式 書 五. る 숲 類 項 計 審 \mathcal{O} と 年 査 規 度 あ 定

を

10 会 計 所 属 年 長 度 は 任 用 第 職 員 項 個 第 別 三 協 号 議 \mathcal{O} 書 規 定 第 に 七 ょ 号 り 様 公 式 募 によ に ょ 5 り な V 教 で選 育 一考を 人 事 課 行 長 お に . う と 協 す 議 す る 場 る t 合 に \mathcal{O} は と

任 期 る

第 兀 条 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 任 期

期 間 \mathcal{O} 範 囲 内 で 定 \Diamond る は そ \mathcal{O} 任 用 \mathcal{O} 日 か ら 同 日 \mathcal{O} 属 す る 会 計 年 度 \mathcal{O} 末 日 ま で \mathcal{O}

2 委 る 間 職 員 者 員 \mathcal{O} 会 会 に 範 \mathcal{O} 計 に 勤 係 拼 年 内 る 内 務 度 申 ŧ に 実 任 お 績 用 す \mathcal{O} る で を 職 11 ŧ あ て 考 員 慮 \mathcal{O} る \mathcal{O} と لح そ L 任 す き 期 \mathcal{O} る は 任 カュ が 期 0 前 所 を 項 属 更 事 に 新 長 前 規 は す に 定 る 当 す 該 る 教 لح 숲 育 期 が 計 人 間 で 事 年 に 課 き 度 満 長 る 任 た 用 が な $\sum_{}$ 職 別 11 に \mathcal{O} 員 場 場 合 定 \mathcal{O} \otimes 合 同 に る に 意 は 様 お を 得 式 V 当 に て た 該 上 ょ 会 ŋ 学 で 計 校 年 県 に 当 度 属 教 該 任 育 す 期 用

3 者 期 更 に 所 新 係 属 る 長 通 知 ŧ) は 書 \mathcal{O} に 前 第 あ 項 八 0 0 号 て 規 様 は 定 式 辞 に 令 ょ ŋ を を 本 会 そ 人 計 に れ 年 交 以 度 付 外 任 す \mathcal{O} 用 る 者 職 t に 員 \mathcal{O} 係 \mathcal{O} لح る 任 す ŧ 期 る。 \mathcal{O} を 更 に あ 新 す 0 て る は 場 숲 合 計 は 年 学 度 任 校 用 に 属 職 員 す 任る

に用 報 職 所 告 員 属 L 任 長 な 期 は け 更 新 れ 第 ば 報 な 告 項 書 \mathcal{O} 5 な 規 第 定 九 に 号 ょ ŋ 様 숲 式 計 年 に 度 ょ り 任 用 更 職 新 員 \mathcal{O} L た 任 日 期 を カコ 5 更 新 週 L 間 た 以 場 内 合 に は 教 育 会 計 人 事 年 課 度 長 任

異 動 等 4

2 第 属 所 五. 長 県 条 を 教 従 経 育 事 県 由 委 す 教 員 る 育 て 会 業 委 本 は 務 員 人 0) 숲 に 変 前 は 交 項 更 付 等 \mathcal{O} 組 す 規 次 織 る 定 \mathcal{O} ŧ に 項 改 ょ \mathcal{O} に 廃、 る لح お す 会 1 業 る。 て 計 務 年 \mathcal{O} 異 度 都 任 動 合 等 用 等 職 に لح 員 ょ V 0 う。 ŋ 異 会 動 計 等 年 を を 度 行 命 任 ず う 場 用 る 職 合 と 員 は が \mathcal{O} 辞 で 就 き 業 令 る を \mathcal{O} 場 所

分 限 又 は 懲 戒

六 は 条 教 育 所 人 属 事 長 課 は 長 に 会 協 計 議 年 す 度 る 任 ŧ 用 0 職 لح 員 す に る 分 限 又 は 懲 戒 0 処 分 を 行 う 必 要 が あ る と 認 8 る 場

合

職 \mathcal{O} 予 告

V る 事 な 用七 同 由 11 職 法 に 事 項 員 基 由 \mathcal{O} 第 を 地 づ 規 方 \mathcal{O} 免 いた 九 定 職 公 7 \Diamond に 務 条 L 第 免に 基 員 ょ 職 事 う 法 づ لح 項 す 業 第 き 0) る \mathcal{O} す 場 + 規 継 免 る 定 合 続 職 場 八 に にが 合 条 \mathcal{O} 予 ょ お不 は第 ŋ 可 告 V て 解 能 を 労 項 لح 行 働 又 雇 労 予 な う 基 は 働 準 告 9 ŧ 同 基た 法 法 0 \mathcal{O} 準 場 لح 除 第 監 合 外 す 昭 督 又 る 和 + 0 認 機 は 九 関 + 定 숲 た 条 か 計 だ を 第 受 5 年 L け 同 度 法 項 た 条 任 天 律 \mathcal{O} 第 災 لح 用 第 規 き 三 職 事 兀 定 項員 変 + に は に \mathcal{O} そ ょ 九 n お 責 号 \mathcal{O} に 他 会 \mathcal{O} 1 限 7 帰 B 計 第 準 ŋ す む 年 べ で 用 を + 度 す き 得 条任 な

退 職

第 八 条 年 度 用 職 員 は 任 期 \mathcal{O} 満 了 に ょ 0 て 当 然 に 退 職 す る ŧ \mathcal{O} す る

2 会 計 年 会 度計 任 用 職任 員 は 任 期 満 了 前 に 退 職 願 第 + 号 様 式 に ょ ŋ 退 職 を 申 L 出 るこ

が で き る

- 3 V 前 た 項 だ \mathcal{O} 退 L 職 P 願 む は 得 退 な 職 11 L 事 ょ う 情 لح が あ す る る 場 日 合 \mathcal{O} は 调 _ 間 \mathcal{O} 前 限 ま り で で に な 所 11 属 長 に 提 出 L な け n ば な 5 な
- 4 退 様 職 式 所 願 属 を 学 長 添 校 は え に 7 属 第 す 県 る 項を 教 場 \mathcal{O} 育 合 退 委 に 職 員 あ 願 会 9 を に て 受 内 は 領 申 L す 教た る 場 育 Ł 人 合 事 \mathcal{O} は لح 課 す 長 会 る。 が 計 別 年 に 度 定 任 \otimes 用 職 る 様 員 式 退 職 に 内 辞 申 令 書 案 及 第 Ţ + 当 該 号
- 5 7 県 本 人 教 に 育 交 委 員 付 す 会 る は ŧ 前 \mathcal{O} لح 項 す \mathcal{O} る 規 定 に ょ る 内 申 を 適 当 と 認 \Diamond た 場 合 は 辞 令 を 所 属 長 を 経 由

面 談 及 び 人 事 評 価

第 九 条 教 育 所 人 属 事 長 課 は 長 会 計 に 年 定 度 8 任 る 用 職 員 で に 対 談 及 び 会 人 計 事 年 評 度 価 任 を 用 行 職 う 員 ŧ 面 \mathcal{O} لح 談 す る 人 事 評 価 調 書 12 ょ

- 2 育 前 事 項 課 \mathcal{O} 長 規 定 が に 別 に カゝ 定 かが \otimes わ別 る 5 ず 短 期方 間法 等 職面 員 に 対 す る 面 談 及 75 人 事 評 価 に 関 す る 事 項 は 教
- \mathcal{O} \mathcal{O} 年 事 度 管 任 用 \mathcal{O} 職 基 員 礎 \mathcal{O} と 人 事 L て 評 活 価 用 \mathcal{O} す 結 る 果 t は \mathcal{O} لح 評 す 価 る。 を 受 け る 会 計 年 度 任 用 職 員 0 任 用 分 限 そ

第 給 理 付

報 酬

と 人 十 事 課 権 第 長 衡 十 会 が 計 年 定 該 第 度 す 숲 る 計 項用 年 各 職 度 号 員 任 及 \mathcal{O} 用 報 び 職 第酬 員 + 技 \mathcal{O} 八 職 条 能 労 務 に \mathcal{O} お 務 内 11 職 て員 容 等 同に を U あ 考 0 慮 7 \mathcal{O} L は 額 て は 給 予 料 算 及 \mathcal{O} 般 び 範 職 地 用 \mathcal{O} 域 常 内 に 勤 お 職 員 次 11 て \mathcal{O} 項 給 教 与 次 育

- 2 に し お 会 報 計 11 て 酬 年 度 額 改 改 任 決 定 定 用 通 す 職 項 知 る 員 書 \mathcal{O} لح 報 第 が 酬 + で \mathcal{O} き 額 号 る は 様 式 般 0 を 場 職 交 合 \mathcal{O} 間付 常 に L お 勤 な 11 職 け て 員 n 0 ば 所 給 な 属 与 5 長 \mathcal{O} な は 改 定 会 等 計 に 年 ょ 度 り 任 用任 職期 員 \mathcal{O} に途 対 中
- 3 て項 は そ 同 会 定 午 \mathcal{O} 各 ľ は 計 に 第 時 割 後 号 年 ょ 間 合 時 に 度 り + + 外 に 間 規 任 決 三 時 に 条 勤 次 当 定 百 カュ 用 定 務 た す 職 さ 第 分 5 \mathcal{O} 手 \mathcal{O} 갶 各 り る 員 れ 当 日 号 \mathcal{O} 勤 に た + た \mathcal{O} に 給 は 勤 務 لح 五. 午 掲 料 務 だ L を げ 及 時 前 時 時 L て 加 五. る び 間 間 間 書 支 算 時 勤 地 当 外 以 \mathcal{O} 給 た 規 L ま 務 域 勤 外 す た で 手 ŋ 務 定 \mathcal{O} \mathcal{O} る 当 割 \mathcal{O} X \mathcal{O} \mathcal{O} 時 に 間 全 間 合 分 報 ょ \mathcal{O} を に 合 酬 時 に ŋ 応 間 時 を 1 計 額 お う。 乗 じ 額 に け 端 外 じ て で 対 る 端 て 以 当 数 勤 勤 L 得 下 該 数 処 て 務 務 同 各 処 理 を た 号 理 第 額 じ 前 勤 11 う を に 前 \mathcal{O} 務 + 報 掲 \mathcal{O} 額 に 時 酬 げ ŧ لح 以 お る \mathcal{O} し 間 下 条 技 割 を に 同 第 11 7 合 技 U 能 11 0 う。 項 労 能 き 行 そ わ 労 及 務 れの 次 務 第 を び 職 た 項 + 員 勤 職 命 第 場 務 に 員 ぜ に 合 おに 条 ら項 あ が は 深 あ 第 0 1 れ \mathcal{O} て 7 た 夜 0 規
- 百 日 に お 11 T 七 時 間 兀 +五. 分 以 内 で 行 わ n た 勤 務 第 \equiv 号 \mathcal{O} 勤 務 を 除 く。 百 分 \mathcal{O}
- 日 に お 11 7 七 時 兀 + 五. 分 を え 7 行 わ れ た 勤 百 分 \mathcal{O} 百
- \mathcal{O} 週 間 に 十つ 五い て 三 十 間 八 時 間 兀 + 五超 分 を 超 え て 行 わ れ務 た 勤 務 前 뭉 の十 勤五 務 を 除

百

分

百

4 場 第 第 能 項 は + 労 各 務 뭉 七 条 職 に 時 間 員 第 規 に 兀 六 定 あ + 項 す 0 Ŧī. \mathcal{O} る て 分 規 勤 は を 定 務 超 に 時 え ょ 時 間 て ŋ 間 外 勤 割 当 勤 務 ŋ た 務 振 1) 手 た 5 \mathcal{O} 当) 全れ 報 時た 酬 と 間 額 L に 日 て に 対 \mathcal{O} 百 支 勤 L 給 分 7 務 \mathcal{O} す 時 る。 勤 間 + 務 が Ŧī. 七 を 時 時 乗 間 間 じ に 兀 7 + 0 得 き 五. た 分 額 第 を を 十 超 報 え 酬 条 る

5 じ 額 た 前 と き 五項 は + \mathcal{O} 銭 規 れ 未 定 を 満 に \mathcal{O} ょ 円 端 1) に 数 勤 切 務 を ŋ 生 上 じ 時 げ た 間 る لح に ŧ き 0 \mathcal{O} は き と \sum_{i} 支 す 給 れ る を す 切る り 報 摿 酬 \mathcal{O} 7 額 を 五 + 算 定 銭 以 す る 上 場 円 合 未 に 満 お \mathcal{O} 1 端 7 数 を 当

(報酬の支給方法)

第 で 場 じ + た な 合 年 は 法 月 11 条 日 律 \mathcal{O} そ 分 第 日 に を 額 \mathcal{O} 百 支 꾶 캪 七 又 給 日 十月 は す 以 八 + 時 後 る 号 日 間 に 額 そ に お \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 報 11 定 日 て 酬 す が を そ る 受 日 \mathcal{O} 休曜 け 日 日 日 る に 会 最 以 土 計 曜 ŧ) 下 年 近 日 度 祝 11 又 任 は 日 用 日 法 国 曜 職 に 民 員 日 ょ のに る 祝 対 土 す 曜 休 日 日 日 に る 関 又 報 لح す は 酬 祝 1 る は う。 法 日 法 律 支 給 に ょ に 昭 事 る 当 和 由 た 休 \mathcal{O} る + 生 日

報酬の減額)

لح 0 L 場 + 0 き た 7 な 合 は カュ は 全 条 ح 時 0 有 た 間 給 れ 会 料 数の 計 を 及 時 休 年 そ び 間 時 暇 度 地 に 間 \mathcal{O} を 任 域 لح 時 0 取 用 手 き L 間 得 職 当 数 L 員 \equiv \mathcal{O} 次 に た が 合 項 + 場 勤 計 に 分時合 務 額 規 未間 を 時 定 満 未除 間 < 満 以 す \mathcal{O} が 下 る と \mathcal{O} 割 ٢ 勤 き 端 n \mathcal{O} 務 は 数 は 振 条 が 5 に 時 れ 生 支 n お 間 を じ 給 た 1 当 切た 事 時 7 り 場 た 由 間 司 り 捨 合の \mathcal{O} じ \mathcal{O} て は 生 報 じ 部 る 酬 そた に を \mathcal{O} 月 額 0 減 端 に 中 1 額 技 0 数 \mathcal{O} 7 す 能 11 が そ 勤 る。 労 三の 7 務 + 務 勤 L 職 そ 分 務 な の以 員 L か に 勤 上 な 0 あ務 \mathcal{O} た カュ

各 号 勤 に 務 定 \otimes 時 る 間 額 当 と た す ŋ る \mathcal{O} 報 酬 額 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 区 分 に 応 じ 当 該

た 日 月 額 額 額 0 \mathcal{O} 報 報 酬 酬 を を 受 受 け け る る 会 会 計 計 年 年 度 度 任 任 用 用 職 職 員 員 報 般 酬 職 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 常 額 勤 を 職 日 員 \mathcal{O} 0 例 所 に 定 ょ 勤 ŋ 務 算 時 定 間 L 数 た で 額 除 L 7

時 間 額 \mathcal{O} 報 酬 を 受 け る 会 計 年 度 任 用 職 員 報 酬 \mathcal{O} 時 間 額

3

す n る を 前 切 項 各 捨 号 に て 規 定 五. + す 銭 る 以 勤 上 務 Щ 時 間 未 湍 当 \mathcal{O} た 端 り 数 \mathcal{O} 報 を 生 酬 じ 額 た に 場 合 五. + は 銭 $\overset{\succ}{\smile}$ 未 れ を 満 \mathcal{O} 円 端 に 数 切 を 生 1) 上 じ げ た る 場 ŧ 合 \mathcal{O} は لح

(通勤に係る費用弁償

費 \mathcal{O} 関 用 六 す 第 る 以 条 下 項 例 会 に 計 通 規 昭 年 勤 定 和 度 費 す 三 任 用 +用 る 職 職 ح 員 員 年 11 と 大 う。 分 技 L て 能 県 0 条 労 を 要 務 例 弁 件 第 職 償 を 三 員 す 具 + を る 備 九 除 < す 号 る 以 に 次 至 下 条 0 に た 給 お لح 与い き 条 7 は例 同 ľ لح 通 勤 11 う。 が 0 職 た 員 \Diamond に 第 \mathcal{O} 要 給 + 三 す 与 条に

- 2 を 日 +当 た を り 超 \mathcal{O} え通 な 勤 1 費 範 用 囲 \mathcal{O} 内 額 で は 教 育 人 般 事 職 課 \mathcal{O} 長 常 が 勤 定 職 8 員 る \mathcal{O} 数 通 で 勤 除 手 L 当 7 \mathcal{O} 得 た 例 額 に لح ょ す ŋ る。 算 出 L た 月 額
- 3 捨 7 前 る 項 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 す に る ょ ŋ 算 出 L た 通 勤 費 用 0 額 に 円 未 満 \mathcal{O} 端 数 が 生 じ た 場 合 は れ を 切 ŋ
- 4 定 \otimes 前 る 三 項 に 定 8 る Ł \mathcal{O} 0) ほ か 通 勤 費 用 \mathcal{O} 支 給 に 関 L 必 要 な 事 項 は 教 育 人 事 課 長 が 别 に

旅 行 に 係 る 費 用 弁 償

2

前

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

弁

償

す

る

費

用

種

類

は

職

等

 \mathcal{O}

費

に

関

す

る

条

例

和

+

年

大

料 六

及

び

第 +兀 条 会 計 年 度 任 用 職 員 が 公 務 \mathcal{O} た 8 旅 行 L た 場 合 航旅は そ \mathcal{O} 費 用 を 弁 償 す

旅 分 県 行 雑 条 費 例 第 以 下 +八 鉄 号 道 賃 第 等 六 条 と 第 11 う。 項の \mathcal{O} 鉄 と 道 す 賃 る 船員 賃 空 賃 車 賃 宿 泊 料昭 食 卓

職 会 員 計 年 鉄 度 任 賃 用 等 職 \mathcal{O} 員 額 \mathcal{O} に 鉄 相 渞 当 賃 す 等 \mathcal{O} 額 額 は る 行 政 職 給

料

表

 \mathcal{O}

五.

級

以

下

 \mathcal{O}

職

務

に

あ

る

般

職

 \mathcal{O}

常

3

勤

 \mathcal{O}

道

る

と

す

4 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 鉄 道 賃 等 \mathcal{O} 支 給 方 法 は \mathcal{O} 規 則 に 定 め る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 般 職 \mathcal{O} 常

5 8 勤 目 職 前 的 項 員 旅 地 行 \mathcal{O} \mathcal{O} す 規 例 に 至 る 定 に る 場 に ょ 費 合か る 用 はか わ \mathcal{O} 額居 5 ず ょ 住 り 地 多 又 会 は 計 لح 滯 年 き 在 度 に 任 地 あ カュ 用 5 0 職 て 目 員 的が ŧ 地 そ 居 に \mathcal{O} 至 居 住 地 る 住 費地 又 は 用 又 滞 \mathcal{O} は 在額 滞 が 地 在 在 地 か 5 勤 カュ 地 目 6 又 的 直 は 地 接 出 に 公 張 務 至 る 地 \mathcal{O} 費 かた

五 技 能 労 技 務 職 員 \mathcal{O} 勤 手 当 及 CK 旅 費

用

を

弁

償

す

る

+ 弁 償 す る 通 能 労 勤 費 務 用 職通 \mathcal{O} 員 額 に 支 及 給 \mathcal{U} そ す \mathcal{O} る 支 通 給 勤 方 手 法 当 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 額 に 及 ょ び る。 そ \mathcal{O} 支 給 方 法 は 第 + 条 0 規 定

に

ょ

2

 \mathcal{O} 額 及 び 労 そ 務 \mathcal{O} 職 支 員 に 方 支 給 法 \mathcal{O} す 例 る に 旅 ょ 費 る \mathcal{O} 額 及 び そ 0 支 給 方 法 は 前 条 0 規 定 に ょ ŋ 弁 償 す る 費 用

報 酬 条 例 第 条 第 項 \mathcal{O} 任 命 権 者 が 定 8 る t \mathcal{O}

第 者 酬 + が 条 六 定 例 条 8 と る 会 Ł 計 11 5 年 \mathcal{O} は 度 任 次 第 用 に 職 掲 条 員 げ 第 \mathcal{O} る 報 者項酬 لح 及 築 す てバ に る 技 関 す 能 る 労 務 条 職例 員 給 令 与 和 条 元 例 年 第大 + 分 県 条 条 例 \mathcal{O} 第 第四 三 号 項 の以 任 下 命 権 報

任 期 第 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 任 期 が 更 新 さ れ た 場 合 は 更 新 後 0 ŧ 0) 次 項

に

お

いて同じ。)が六箇月未満の者

た ŋ 六 月 所 定 日 勤 又 務 は 時 + 間 が 月 六 + 日 五. 時 以 間 下 以 下 れ \mathcal{O} 5 者 \mathcal{O} 日 を 基 準 日 لح 1 う 0 に お け る 筃 月 当

0 権 衡 年の を 間 考 \mathcal{O} 慮 所 L 定 7 勤 教 務 育 時 間 人 事 が 課 七 長 百 八 定 + \otimes 時 る 間 t 以 \mathcal{O} 下 で あ 職 る す 職 る で 者 般 職 \mathcal{O} 常 勤 職 員 \mathcal{O} 給 与 等

لح

兀 語 学 指 導 等 を 行 う 外 玉 青 年 招 致 が 事 業 に ょ ŋ 招に 致 在 L 外 玉 青 年

2 ŧ 0) 任 は 期 が 任 六 期 笛 が 月 六 未 筃 満 月 \mathcal{O} 以 者 上 \mathcal{O} う \mathcal{O} 者 ち لح 4 当 な該 す 任 期 لح 次 に 掲 げ るた 期 間 لح \mathcal{O} 合 計 が 六 箇 月 以 上 と な る

期 7 度 間任 任 期 用 末 用 さ 職 手 員 当 n と \mathcal{O} た 場 L 基 合 7 潍 任 に 日 お 用 \mathcal{O} さ 属 け る れ す 当 7 る い会 該 前 た 計 者 年 会 計 が度 当の 年 度 該 前 基 \mathcal{O} 会 会 準 計 計 日 年 年 ま 度 度 で に 引 任 県 き 用 教 続 育 職 委 員 11 لح 7 員 会 会 L 7 計 \mathcal{O} 年 任 \mathcal{O} 引 度 命 き 任 に 続 用 係 職 る 11 員 会 た と 計 在 L 年 職

用 大 職 \mathcal{O} 分 給 員 条県 与 لح 及 人 条 び事 し 例 て 次委 \mathcal{O} 任 条 員 適 用 会 用 に さ 規 お を れ 則 受 11 た て 第 け 場 兀 る 職 合 号 職 に 員 員 お 等 第 又 け 七 は る と 条 期 当 第 11 末 う。 該 手 職 項 当 $\overline{}$ 員 第 及 等 が 75 と 当 号 勤 L 該 か 勉 て 基 b 手 0 準 第 当 引 日 兀 に き ま 号 関 続 で ま す 引 1 で る た きに 規 在 続 掲 則 職 げ 11 期 7 昭 る 間 会 職和 計 員 三 年 + 以 度 九 任 下 年

第 + 月 内 0 期 会 計 間 に 年 度 お 任 用 て 職 県 員 教 \mathcal{O} 期 育 委 末 員 手 当 会 \mathcal{O} \mathcal{O} 任 算 命 定 に \mathcal{O} 基 係 礎 る 会 لح 計 な 年 る 度 在 任 職 用 期 職 間 員 に لح は L て 基 在 潍 職 日 以 L た 前

期

六

間箇

期

末

手

当

 \mathcal{O}

在

職

期

間

 \mathcal{O}

特

例

引 き 日 続 き 前 在 職 L 以 た 内 to \mathcal{O} お 限 る を 入 職 す 員 る

2

筃

月

に

7

L

 \mathcal{O}

当

該

職

員

等

L

て

0

在

職

期

間

は

会

計

年

- 度 期 任 末 用 手 職 当 員 及 \mathcal{O} 期 び 勤 末 手 当 手 \mathcal{O} 算 定 11 す \mathcal{O} 基 る 退 礎 規 職 لح 則 第 な た る 七 条 在 職 等 期 間 項 に 算 入 L 6 な 第 七 뭉 ま で に 掲 げ る 職 員
- 3 間 5 は 引 き 会 続 計 V 年 7 度 会 任 計 用年勉 職度 員 任 当 用に 0 期職関 末員 手 لح 当 L 7 0 算 任 定用 0) さ 基れ第 礎た لح 場 な 合 第 るに五 在お号 職 けか 期 る 間 当 に 該 算 職 入 員 L لح な L て 在 職 L た 期か

期 末 手 当 基 礎 額

- 2 準 + 下 日 日 八 条 額 \mathcal{O} 条 退 \mathcal{O} 報 に 職 月 お 額 酬 L を 11 \mathcal{O} 受 T 又 報 け 同は 酬 U 死 る を 会 亡 受 計 け L 年 現 た る 度 在会 会 任 に 計 計 用 お年年 職 11 度 度 員 て 任 任 用 用 次 そ 職職 項の 員 員 に 者 に に おが あ 係 受 11 0 る け 7 \mathcal{T} 期 る 教 は 末 ベ 育 丰 き 人 退 当 報 事 職 基 酬 課 L 礎 \mathcal{O} 長 額 月 が 又は 額 指 は لح 定 死 そ す す 亡 n る る ぞ L ŧ た n そ \mathcal{O} 日 を \mathcal{O} 除 以基
- べ 日 き 額 \mathcal{O} 笛 報 月 分 酬 \mathcal{O} を 受 報 け 酬 る \mathcal{O} 会 額 لح 計 す 年 る 度 任 用 職 員 で 教 育 人 事 課 長 が 指 定 す る t 0 及 び 時 間 額 0 報 膕

に

係

る

期

末

手

当

基

礎

額

は

そ

れ

ぞ

れ

そ

 \mathcal{O}

基

準

日

が

属

す

る

月

に

な

11

7

そ

 \mathcal{O}

者

が

受

け

る

- に 項 を 日 及 受 係 に る U お け 報 第 け る 酬 兀 る 숲 項 職 計 に 限 \mathcal{O} لح 年 る 規 同 度 定 任 に 用 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 職 職 ŋ 額 に 員 \mathcal{O} 支 係 に 給 る 係 さ 筃 \$ る 月 期 れの 当 に る 末 た 報 限 手 ŋ 当 酬 る \mathcal{O} を 基 平 除 礎 均 き に 額 額 お は لح 月 11 す \mathcal{O} 7 基 る。 初 そ 淮 日 \mathcal{O} 日 か 者 以 前 5 が 末 受 六 け 笛 日 ま た 月 報 で 以 酬 内 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 在 第 期 職 +間 条 L 基 た 第 月 三 淮
- 4 n 捨 前 項 て る \mathcal{O} t 規 \mathcal{O} 定 لح に す ょ る ŋ 算 出 L た 期 末 手 当 基 礎 額 に 円 未 満 \mathcal{O} 端 数 が 生 じ た 場 合 は れ を 切

期 条 末 手 当 \mathcal{O} 支 給 日 \mathcal{O} 特 例

者 る が 九 第 兀 な 条 基 9 第 潍 た 日 t 項 に \mathcal{O} \mathcal{O} 新 た に 規 年 対 定 に す に任 任 る ょ 用 期 用 り さ 職末 任れ 員 手 期 た 当 が 会 更 0 計 支 新 年 給 さ 度 日 れ任 は た 用 職 教 لح 員 育 に 及 人 ょ び 事 ŋ 第 課 新 +長 た 六 が に 条 別 期 第 に 末 定 手 項 \Diamond 当 第 る \mathcal{O} 支 号 給 に 掲 を 受 げ け

第 報 酬 例 第 七 条 に 規 定 す る 任 命 権 者 が 定 8 る 会 計 年 度 任 用 職 員 は 次 に 掲 げ る

特

例

を

谪

用

す

る

会

計

度

す る

職 員 に 対 す る ウ ン IJ ン グ を 担 当 す る 臨 床 心 理

士

第 + 六 条 第 項力 第 兀 号 セ に 掲 げ る

講 師

ス ク] 力 ウ セ ラ

ス ク 1 ルル ソ t ル ワ

力

八七六五四 部 活 動 指

医 療 的 ケ ア 業 務 に 従 事 す る

看

護

師

給 食 補 員

報 酬 条 例 別 助 表 \mathcal{O} 任 命 権 者 が 定 8 る 職

+ = + _ 条 分 報 県 酬 人 条 事 例 委 別 員 表 숲 \mathcal{O} 規 任 則 命 第 権 八 者 号) が 定 第 \otimes 兀 る 条 職 各 は 号 に給 掲 料 げ 表 る \mathcal{O} 職適 員 用 \mathcal{O} 範 職 开 に す 関 る す る 規 則 昭

和

第 四年 章大 勤 時 間

勤 務 時 間 及 \mathcal{U} 勤務 務 日 数

囲 る 数 11 7 + = は 内 は た 囲 又 だ 内 は 条 に 日 L 筃 お 日 \mathcal{O} 月 勤 計 11 \mathcal{O} 教 に 7 勤 務 育 年 0 人 務 時 度 き 時 間 事 任 教 勤 育 間 が 課 用 務 が 七 長 人 職 \exists 事 五. 時 が 員 数 課 時 間 \mathcal{O} が 長 間 兀 れ 勤 +兀 + に 務 八 決 ょ + 五. 時 日 定 分 ŋ 間 五. を す 分 以 難 は 超 る。 以 内 1 え 内 カュ لح な 認 日 かつ 1 に 8 0 範 筃 る 0 囲 筃 月 職 き 内 六 月 \mathcal{O} 員 に 勤 時 \mathcal{O} \mathcal{O} お 勤 間 勤 務 1 務 兀 務 日 て 日 数 時 + 間 教 数 が 五. 育 + 及 分 が 六 人 び 事 + 勤 日 課 を 務 超 日 長 そ 日 を え 数 が \mathcal{O} な に 決 超 勤 え 9 定 1 務 な範い す 日

そ 前 別 他 項 \mathcal{O} 勤 前 育 務 規 項 に 人 従 定 事 規 に 事 者 定 カュ 長 す か と が る わ 決 11 勤 5 う。 定 ず 務 す 時 る 間 監 0) 及視 勤 び 又が 務 勤は 時 務断 間 日 続 数的 及 に 業 び 勤 ょ 務 り に 務 難 日 従 数 V 事 に لح す 0 教 る 1 育 者 て 等 人 は事 特 課 別 勤 長 な 務 が 勤 認 0 務 特 \otimes に る 殊 従 性 者 事 を す 考 以 る 下 者

4 3 時 年 教 度 間 は任 用 職課 特 員 別 勤 \mathcal{O} 務 勤 務 従 事 時 者 間 \mathcal{O} を 除割 き 振 ŋ 午は 前 所 八 時 属 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 長 十 が 行 分 う カュ 5 ŧ 午 \mathcal{O} と 後 す 五 る 時 + 五 分 ま で \mathcal{O} 間

に

割

分 あ 1) 0 休 て る 憩 は t 時 0 間 لح 午 を 前 L 置 八 か 時 な か \mathcal{O} け b 途 n 中 ば 後 に な 五 六 5 時 + な + 分 五 \mathcal{O} 分 休 ま 憩 で 時 間 0 間 を 置 で 割 カン な ŋ 振 け る れ ば Ł な \mathcal{O} と 5 な L 1 そ た \mathcal{O} だ 途 中 L に 学 兀 校 + に 五

- 勤 \mathcal{O} 務 日 を 月 曜 \equiv 命 日 ぜ 日 5 ま 土 曜 れ で る \mathcal{O} 日 者 日 並 を を び 除 V に き 祝 11 日 勤 法 祝 務 日 時 法 ょ 間 に る を ょ 休 割 る 日 り 休 及 振 日 てバ 5 年 を な 除 末 1 < 年 Ł 始 \mathcal{O} \mathcal{O} لح に 休 す は 日 る 特 + 別 月 勤 務 + 従 事 九 者 日 及か U b 캦 特 年 に
- の項 び لح 週 勤 숲 休 が 務 計 9 で 日 11 時 年 を き 間 7 度 務 置 同 る \mathcal{O} 任 か じ 割 用 な た 振 職 \langle だ ŋ 員 は、 て \mathcal{O} \mathcal{O} L は 変 週 な 更 休 変 5 週 更 は 日 ず 間 後 事 勤 に \mathcal{O} 変 勤 前 務 0 更 き 務 に 時 後 三 当 時 間 \mathcal{O} +間 該 を 勤 숲 八 割 務 時 特 計 り 時 間別 振 年 間 兀 勤 度 b は + 務 任 な 深 五従 用 11 夜 分 事 職 日 に 以 者 員 を わ 内 に \mathcal{O} 1 た لح 係 う 司 0 L る 意 て ŧ を 以 は 得 毎 \mathcal{O} 下 な 週 を 7 同 5 少 除 な な < 所 < 属 لح 以 長 \mathcal{O} 振 ŧ 下 が _ 替 行 \mathcal{O} う 及 口

+ \equiv 条 属 長

時

間

外

勤

第 長 が 勤 災 害 務 を そ 必 の所 要 他 لح 避 認 け は 8 る る \sum_{i} 会 ح ŧ 計 \mathcal{O} \mathcal{O} 年 に で 度 0 き 任 いな 用 て V 職 事 は 員 由 に ک に 対 \mathcal{O} ょ 限 0 り て 時 で 臨 間 な 時 外 \mathcal{O} 11 勤 必 務 要 を が 命 あ じ る 7 場 は 合 な で 5 教 な 育 11 人 事 た 課 だ

般 職 育 \mathcal{O} 児 常 又 勤 は 職 介 護 \mathcal{O} を 例 行 に う ょ 会 る。 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 深 夜 勤 務 及 び 時 間 外 勤 務 \mathcal{O} 制 限 に 0 1 7 は

第 五. 章 休 員 暇

年 次 有 給 休 暇

第 日 数 \mathcal{O} 兀 年 条 次 有 所 給 属 休長 暇は を 付 第 与 兀 L 項 な に け 定 れ 8 ば る な 要 5 件 な を 1 満 た す 会 計 年 度 任 用 職 員 に 対 し 定 8 5 n た

- 2 1 年 次 有 給 休 暇 \mathcal{O} 取 得 に 0 V 7 は そ \mathcal{O} 時 季 に 0 き、 所 属 長 \mathcal{O} 承 認 を 得 な け れ ば な 5 な
- る 5 場 な 前 合 項 1 に 0 お た 場 だ 合 11 て L に お は 請 1 他 求 7 \mathcal{O} さ 時 れ 所 季 た 属 に 時 長 季 は n に を 年 年 与 次次 え 有 有 るこ 給 給 休休 لح 暇 暇 が を を で 与 職 き え 員 る。 る \mathcal{O} 請 لح 求 が す 公 る 務 時 季 \mathcal{O} に 正 常 与 え な 渾 な 営 け を れ 妨 ば げな

4

- \mathcal{O} で 次 あ 有 給 0 7 休 暇 前 を 年 度付 \mathcal{O} 与 全 さ 勤 れ 務 る 日 会 \mathcal{O} 八 年 割 度 以 任 上用 出 職 暇 勤 員 L は た ŧ 任 \mathcal{O} 用 لح 初 す 年 度 \mathcal{O} 者 及 び 任 用 年 度 目 以 降
- 5 員 る 日 لح 数 会 以 計 L て 下 当 年 継 同 度 該 続 じ 슾 任 L 用 計 職 7 年 勤の 員 度 務 区 に 仟 L 分 付 用 た に 与 職 年 応 さ 員 じ 数 れ \mathcal{O} を る そ 11 年 筃 う。 れ 次 月 ぞ 有 間 れ 給 \mathcal{O} 別 \mathcal{O} 休 所 に 継 定 掲 続 \mathcal{O} \mathcal{O} げ 勤 日 勤 る 務 数 務 日 年 は 日 数 数 数 لح 別 に す 県 表 る 十 教 第 育 を に 委 乗 員 掲 じ 会 げ 7 \mathcal{O} る 任 得 た 命 年 に 日 間 数 係 \mathcal{O} لح る 勤 職す 務
- 数お除 度 与 用 務 が V 年 \mathcal{O} す \mathcal{O} あ 7 数 勤 る 会 7 日 得 る \mathcal{O} 務 年 カュ 計 場 当 次 b た 部 日 年 合 該 数 有 現 日 \mathcal{O} 度 年 数 に 給 に は に 初 度 年 応 休 任 お ۲ 内 度 ľ 暇 用 け れ \mathcal{O} \mathcal{O} 7 さ る 未 \mathcal{O} を 任 満 項 日 n 任 切 用 に 数 て 期 \mathcal{O} 別 り 予 端 掲 表 は 11 が 捨 定 数 げ 第 る 六 る 筃 7 月 が 前任 た 数 に 項期 あ 日 月 掲 数 は る 数 \mathcal{O} \mathcal{O} 未 場 に 規 末 満 げ と 任 合 る 定 日 لح す 期 に ま は 当 な る \mathcal{O} 該 で る 年 カュ 会 総 年 間 カゝ \mathcal{O} 日れ 度 わ 間 \mathcal{O} 計 数 を 勤 5 が 年 \mathcal{O} 切 任 務 ず 六 度 を 三 箘 ŋ 用 日 任 当 + 捨 予 数 月 用 で 7 定 \mathcal{O} 該以 職 会 上 除た 月 区 員 L 数 数 分 計 で て あ を 年 任 لح 得 لح 乗 度 る 用 す じ 者 た に 任 初 る 数 7 用 を 年 得 同職除 度 た 表 員 < に 未の 数 \mathcal{O} \mathcal{O} お 場 を 継 当 満 け 合 六 続 該 に \mathcal{O} る 端に で 勤 年 付 任
- L 年 た 次 第 年 有 兀 次 給 条 有 第 休 給 暇 休 項 \mathcal{O} 暇 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 数 規 日 は 定 数 に を 更 ょ 減 新 ŋ じ 後 前 7 \mathcal{O} 項 得 任 \mathcal{O} た 期 会 日 計 に 数 0 年 と 度 1 す 7 任 る。同 用 項 職 員 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} に 任 期 ょ 1) が 算 更 出 新 L さ た n 日 た 数 場 合 カュ 5 に 既 付 に 与 付 す る 与
- 8 7 年 次 次 \mathcal{O} 有 給 年 休 間 暇 に \mathcal{O} 繰 残 日 1) 越 数 す は と 継 が 続 で 勤 き 務 る 年 数 に 応 じ て 当 該 年 度 に 付 与 さ n た 日 数 を 限 度 と
- 10 9 1 時 7 年 間 は 次 を 有 単 給 \mathcal{O} 位 休 限 暇 لح ŋ は L て で 与 な 時 えい 間 5 を れ 単 た 位 年 لح 次 L 有 7 与 給 え 休 る 暇 を لح 日 が に 換 で 算 き る。 す る 場 た 合 だ は L 六 特 時 别 間 勤 兀 務 + 従 五 事 分 者 に 定第 0

年 有 暇 以 外 \mathcal{O} 休 暇 8

b +

た 条

日

 \mathcal{O}

勤 た

務 だ

時

間 書

を 規

Ł

0 に

て ょ

日 教

と

す

る 事

第

項

L

0

定

1)

育

人

課

長

が

決

定

L

た

場

合

は

当

該

決

定

に

ょ

り

第 五次れ 所 休 属 長 は 会 計 年 度 任 用 職 員 に 対 L 別 表 第 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 原 大 に 応 じ

そ

ħ

下

る

0

を

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

る

暇 のぞ 期 日項 期 初い 同 に 委 以 間 を れ が に 係 が 日 る 表 員 上 同 あ 掲 更 期 \mathcal{O} 会 日 \mathcal{O} が る カュ \mathcal{O} 属 れ に げ 間 + 項 表 る 職新 5 \mathcal{O} 会 長 同 換 숲 る さ 起 \mathcal{O} 年 に が 三 任 計 表 は 算 場 引 \mathcal{O} + 下以 計 れ 算 命 年 \mathcal{O} す 度 欄 上 合 き る 年 項 年 L に る \mathcal{O} で 度 続 場 て 以に 係 に に 任 計 لح 項 掲 あ 任 あ き 合 九 上 掲 る 用 年 に き げ 任 + で げ 掲 及 る 用 0 に 職 職 度 は び る t 職 7 用 あ あ る 員 任 げ 三 に 期 員 さ 場 十 \mathcal{O} は 0 日 ŋ 引 に 用 前 間 に で n て を 合 き 職 期 条 限 あ 経 続 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 な は カュ に 同 員 項 無 第 る 0 に 11 過 0 あ き 表 + に 給 て 更 す 0 在 有 0 \mathcal{O} 別 項 掲 県 き لح \mathcal{O} 新 る 同 7 職 + 表 給 0) 定 げ 休 教 が 後 項 第 に 日 は \mathcal{O} 例 る 暇 対 育 \Diamond 明 \mathcal{O} カン \mathcal{O} 県 7 \mathcal{O} 三 休 に 場 を L 委 5 5 ŧ) 5 申 教 11 項 \mathcal{O} 暇 ょ 合 与 員 六 育 る 及 n カュ \mathcal{O} 出 る。 え 会 で 筃 与 で 別 た に 委 期 び \mathcal{O} る 表 \mathcal{O} 勤 な 員 間 え が 月 お +項 t 第 任 務 満 を 슾 11 が に 1 時 \mathcal{O} 時 会 六 掲 三 命 了 経 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 لح \mathcal{O} に 間 計 す 渦 指 任 笛 項 げ す を 上 係 が 年 る す 定 命 月 に る す 単 る 欄 る 六 度 る 期 以 掲 場 に لح 時 任 位 に 職 間係 上 げ 合 日 と 掲 に 間 用 及 ま \mathcal{O} る \mathcal{O} る に げ 引 職 指 職 슾 場 L \mathcal{O} + び で あ 場 る き 五. 員 県 に 計 合 7 \mathcal{O} 定 0 使 合 原 続 に 教 間 引 年 7 分 を に 用 に 大 き 以 育 に 希 き 度 あ は そ 望 続 任 L おに 在 上 同 委 0 任 応 員 た 11 職 で 表 \mathcal{O} す き 用 期 て 無 7 U あ \mathcal{O} 숲 任 る 在 職 は が L て 期 る + の 期 職 員 県 六 給 同 そ 勤 兀 任 間 筃 \mathcal{O} 11 L に 教 表れ る 務 月 の命任の 7

休 \mathcal{O} 請 求 等 \mathcal{O} 手 続

第 +六 暇 条 会 計 業年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 休 暇 \mathcal{O} 請 求 \mathcal{O} 手 続 は 般 職 \mathcal{O} 常 勤 職 員 \mathcal{O} 例 に ょ る

育 児 第 六 休 業 章 及 休 び 部 分

休

業

7 11 \mathcal{O} て 会 七 育 計 条 年 児 度休職 任 業 員 用 条の 職 例 育 員 児 لح لح 休 す 業 11 る う 等 に 関 す 第 る 条 条 第 例 兀 号 平 イ 成 (3)兀 の年 任 大 分 命 県 権 者 条 例 が 定第 \Diamond 兀 号。 る 非 常以 下 勤

職

は 条

員の

全お

に

に 児 撂 育 育 げ 児 童 る 福 児 休 場 業 休 祉 業 法 合 条 لح 条 例 昭 す 例 第 和 第 条 + 条 0 \mathcal{O} 三 年 第 法 第 三 号 律 묽 第 口 百 口 及 六 又 び 十 は 第 兀 第 号) 条 条 0 第 \mathcal{O} 兀 兀 三 第 + 第 뭉 九 号 条 \mathcal{O} 第 に 任 規 命 項 定 権 す に 者 規 る が 当 定 定 す 該 め る 子 る に 保 場 育 9 合 所 い は 若 7 次

場 れ 行 法 な 合 第 年は 0 に 11 7 法 就 場 + 学 あい 律 る 0 兀 第 前 て が 条 七 \mathcal{O} + 子 は 第 当 七 当 項 뭉 該 t 該 子 に に 規 関 子 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 定 す 歳 す 条 る 歳 到 る 第 六 達 家六 育 筃 日 庭 項 後 的 月 に保 到 \mathcal{O} 保 規 育 達期 育 定 間 事 す 日 \mathcal{O} 後 業 る 総 育 等 認 \mathcal{O} 合 期 児 定 に 的 休 ょ 間 な J. 業 る 提 条 保 に ŧ) 供 0 例 育 袁 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} に 推 11 て 利 お進 条 用 け に 当 を る \mathcal{O} 関 兀 希 保 す 面 そ 第 望 育 る \mathcal{O} L 又 法 実 号 は 律 施 に 申 児 が掲 平 込 童 行げ 4 福 成 る を 祉 十 わ

る。 後 関 縁 $\check{\ \ }$ さ を \mathcal{O} 百 لح 当 常 L \mathcal{O} 育 係 組 他 れ 現 + 養 た 児 を に 期 لح に \mathcal{O} 7 該 七 育 態 場 間 休 監 請 同 同 希い 条 لح を ょ L 合 業 様 含 望 る 法 護 求 \mathcal{O} 7 L 0 条 L 同 に に \mathcal{O} 第 す 7 ts. て 11 例 事 7 法 第 育 0 る 係 る 養 第 情 以 + 1 第 る 当 児 11 ŧ 親 7 に 下 七 六 項該 る \mathcal{O} 家 休 لح 常 条 あ 条 t 条 又 事 \mathcal{O} 子 業 な 規 る は 態 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 \mathcal{O} 条 る 者 لح 兀 項 兀 若 兀 児 判 定 親 例 第 をに 童 事 L 項 L 第 に 第 لح 含お 当 < 件 ょ て に 福 を 当 号 1 規 は号 が り む 該 条 祉 希 定 に て 該 同 に 法 裁 特 子 \mathcal{O} 望 掲 同 す 条 規 判 別 に 子 以 第 L を げ 下 U る 第 定 _ 所 養 0 第 て る 同 者 す + 子 養 に V 1 場 じ 号 育 \mathcal{O} る 七 係 縁 묶 7 る す 合 で 意に 里 条 属 組 民 口 者 る あ に 規 親 第 法 に L \mathcal{O} 又 と 予 あ で る 反 定 で て 成 は L あ配 す す あ 項 <u>\</u> 明 定 0 11 第 7 で 7 0 偶 る る 0 第 る に 治 委 7 者 た 7 場 あ は 養 0 条 託 当 0 \otimes 育 養 号 合 11 + \mathcal{O} す 当 該 届 里 子 7 た \mathcal{O} に 九 兀 るこ Ł 該 子 出 同 親 縁 規 限 家 年 第 る 子 \mathcal{O} を 項 で組 定 庭 法 \mathcal{O} لح \mathcal{O} L \mathcal{O} あ に に 裁 律 号 が が 次 歳 な 規 る ょ ょ 判 第 に で 定 歳 到 者 0 11 0 ŋ で 所 八 規 き 当 六 達 が に て あ に + 1 定 ず 筃 事 な 児 日 ょ 養 該 0 請 九 す 月 後 実 1 ŋ 童 親 子 7 求 号 れ る 者 لح 当 当 到 \mathcal{O} 上 \mathcal{O} を L か 達 期 婚 に 親 な 委 該 た 第 に 養 該 八 間 限 そ る 託 子 者 該 日 姻 子 子

- 負傷、疾病又 死亡した場合

イ 状 態 に 傷 態 な L 0 疾 た 7 病 当 場 又 該 合 は 子 身 を 体 養 上 育 若 L 7 < 11 は る 精 当 神 該 上 子 \mathcal{O} \mathcal{O} 障 親 害 で に あ ょ る n 当 配 偶 該 者 子 が を 当 養 該 育 子 す لح る 同 لح 居 L が な 困

難

な

工 لح 六 週 な 間 0 た 多 場 合 胎 妊 娠 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は + 兀 週 間 以 内 に 出 産 す る 予 定 で あ る 場 合 11 又

は 産 後 八 週 間 を 経 過 L な 11 場 合

3 れ た 育 勤 児 務 休 時 業 間 条 が 例 六 第 時 間 +十 兀 五. 条 分 第 以 上 号 で 口 あ \mathcal{O} る 任 勤 命 務 権 日 者 が が あ 定 る \Diamond 会 る 計 非 年 常 度 勤 任 職 用 員 職 は 員 لح す 日 に 0 き 定 8

第 七 章 服 務

服 務

第 企 業 \sim 八 \mathcal{O} 条 従 事 等 計 0) 年 制 度 限 任 に 用 係 職 る 員 ŧ \mathcal{O} 0) 服 を 務 除 に き、 0 1 て 般 は 職 0 地 常 方 勤 公 職 務 員 員 0) 法 例 第 に 三 ょ + る 八 条 に 規 定 す る 営

利

営 企 業 \sim 0) 従 事 等 \mathcal{O} 届 出

第 号 項 + 様 式 規 九利 定 条 を す る 所 属 営 計 長 利 年 を 企 度 任 経 業 由 用 \sim の職 L て 従 員 県 事 教 等 短 育 を 期 間 委 す 員 る 等 会 場 職 に 合 員 提 を は 出 除 <_ 。 L あ な 5 け か れ じ は ば め な 地 5 営 方 な 利 公 務 企 業 員 法 従 事 第 等 \equiv 届 + 八 第 条 第 十

社 会 第 保 八 険 章 福 利

厚

生

第 康 保 +険 条 厚 所 生 属 年 長 金 は 保 会 険 及 計 Ţ 年 雇 度 用 任 保 用 険 職 に 員 加 を 入 任 さ 用 せ L な た と け れ き ば は な 5 法 な 令 1 \mathcal{O} 定 8 る ろ に ょ ŋ 健

災 害 補 償

第三 す +る 場 _ 合 条 に は 労 働 政 基 府 準 が 法 管 别 掌 表 す 第 る 労 に 働 掲 者 げ 災 る 害 事 補 業 償 を 行 険 う に 所 加 属 入 に L お な 1 け て れ 会 ば 計 な 年 5 度 な任 1 用 職 員 を 任 用

2 条 は 例 前 第 議 項 会 \mathcal{O} 号) \mathcal{O} 所 議 属 \mathcal{O} 以 員 そ 外 定 \emptyset \mathcal{O} に る 他 お لح 非 1 常 て ろ 슾 勤 に \mathcal{O} 計 ょ 職 年 る 員 度 任 \mathcal{O} 用 公 務 職 災 員 害 を 補 任 保 用 償 等 す に る 関 場 す 合 る \mathcal{O} 災 条 例 害 に 昭 対 す 和 兀 る + 補 償 年 に 大 9 分 11 県 7

3 た 場 会 合 計 九 は 年 度 所 任 属 用 長 職 を 員 が 通 じ 第 教 項 育 に 人 規 事 定 課 す 長 る に 労 報 働 告 者 を 災 害 L な 補 け 償 れ 保 ば 険 な に 5 基 な づ 1 < 災 害 認 定 請 求 を 行 0

숲 計 年 度 任 用 職 員 台 帳 \mathcal{O} 整 備

第

章

雑

則

第三 + 教 育 人 事 課 長 及 \mathcal{U} 所 属 長 は 会 計 年 度 任 用 職 員 台 帳 を 備 え 付 け て、 숲 計 年

度

任

用 員 \mathcal{O} 現 況 を に 明 確 L 7 か な け れ ば な 5 な 11

三の 条 規 則 に ょ ŋ 難 11 場 合 \mathcal{O} 事措 置

得 \mathcal{O} 規 +て 則 負 別 \mathcal{O} 担 段 定 \otimes 所 取 に 属 ょ 長 1 る は を こと す 特 ること が 別 著 \mathcal{O} L が < 情 で不 に きる。 適 ょ 当 り で あ \mathcal{O} る 規 لح 則 認 \mathcal{O} 定 \otimes るめ 場 に 合 よることが に は 教 育 で き 人 事な 課い 長 場 の合 承 又 認は

をこ

県 費 教の 職 員 扱 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 特 例

+ て は 第 兀 条 第 条 七及 県 費 章 び 負 及 第 び 担 第 条 教 適 三 に 職 十規二定 員 市 町 度のる 任 規 職 村 用定員 立 学 職はを 11 校 う。 職 員 L 以 給 な 下 与 のい同 負 じ 担 法 で 昭 和 あ る 十三 会 計 年 年 法 度 任 律 用 第 職 百 員 +に 五 0

て は県 費 負 れ担 5 教 職 \mathcal{O} 規 員 定 で 中 あ 同 る 会 表 計 \mathcal{O} 中年条す 欄 に 掲 げ 員 る 字に適 句 係 用 は る 次 そ れ 表 ぞ \mathcal{O} れ 上 同 欄 表 に 0) 掲 下 げ 欄 る に 規 掲 定 げ \mathcal{O} る 適 字 用 句に につ 読い

み え る ŧ \mathcal{O} す る。

		部分	第三条第五項各号列記以外のよ			部分	第三条第二項各号列記以外のよ	±41×	第二条第二項 上	77.1	Lote		第二条第一項 本
場合にあっては、教育人事課長	(第三号様式。学校に配置する	会計年度任用職員任用內申書	所属長は、				所属長	教育人事課長	所属長	教育人事課長	機関の長をいう。以下同じ。)	長、各教育事務所長並びに教育	所属長(本庁の各課長及び所
様式により内申書を提出	育人事課長が別に定める	市町村教育委員会は、教	所属長が	う。以下同じ。)	びに各教育事務所長をい	本庁の各課長及び所長並	所属長(県教育委員会の	市町村教育委員会	県教育委員会	県教育委員会			市町村教育委員会

		項
県教育委員会	教育人事課長	第九条第二項及び第十条第一
県教育委員会	教育人事課長	
市町村教育委員会	所属長	第九条第一項
市町村教育委員会	所属長	第八条第五項
	が別に定める様式)に	
	場合にあっては、教育人事課長	
る様式による内申書に	(第十一号様式。学校に属する	
教育人事課長が別に定め	会計年度任用職員退職內申書	
市町村教育委員会	所属長	第八条第四項
市町村教育委員会	所属長	第八条第三項
県教育委員会	教育人事課長	
市町村教育委員会	所属長	第六条
市町村教育委員会	所属長	第五条第二項
	書(第八号様式)を	
	会計年度任用職員任期更新通知	
7	以外の者に係るものにあっては	
町村教育委員会を経由し	るものにあっては辞令を、それ	
認めたときは、辞令を市	る場合は、学校に属する者に係	
規定による内申を適当と	計年度任用職員の任期を更新す	
県教育委員会は、前項の	所属長は、前項の規定により会	第四条第三項
	るときは、所属長	
市町村教育委員会	学校に属する者に係るものであ	第四条第二項後段
市町村教育委員会	所属長	第三条第六項
は、その内申書		
するものとし、所属長	が別に定める様式)	

第十条第二項	所属長	県教育委員会
第十三条第二項及び第四項、	教育人事課長	県教育委員会
第十六条第一項第三号、第十		
八条第二項及び第三項、第十		
九条並びに第二十二条第一項		
及び第二項		
第二十二条第三項及び第六項	所属長	校長
第二十三条第一項	所属長	校長
	教育人事課長	市町村教育委員会
第二十四条第一項から第三項	所属長	校長
まで		
第二十四条第十項	教育人事課長	県教育委員会
第二十五条第一項及び第二項	所属長	校長
第三十一条	所属長を通じ、教育人事課長	県教育委員会
第三十三条	所属長	市町村教育委員会
	教育人事課長	県教育委員会

十委五任

課 長 が 別 に 定 こ の \otimes る。 規則 に 定める ŧ 0 \mathcal{O} ほ か、 ح 0) 規 則 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要な事 項 は、 教育人

附 則

経 過 措 規期 則は、 置)

1

令

和

年

兀

月

日

カュ

ら

施

行

す

る。

施

日

の行

2 育 定 委員 よの 숲 規 り の採則 任 用 \mathcal{O} さ施 命 にれ行 係たの るも 非 日 常 常(勤以 \mathcal{O} 職 以 下 員 及施 下 び行 「非常勤 同 日 法 市勤職員等」といる公第三条第三項第三条第三項第三 う。 う。 三地号方 に公 で規務員 (法第十) \mathcal{O} 託 七 が員条 \mathcal{O} 施 第 うち項 行 日 県の 前

に教規

期 非 間 勤 4 職 な 員 等 لح 7 従 事 L た 期 間 は 第 条 に 規 定 す る 会 計 年 度 任 用 職 員 と L て 従 事 L た

大 分 県 教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

と

3

次 \mathcal{O} 大 ょ 分 う 県 教 改 育 正 委 員 る 会 行 政 組 織 規 則 昭 和 三 + 九 年 大 分 県 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号 \mathcal{O} 部 を

第 + 九 条 第 項 中 教 育 長 を 教 育 委 員 숲 に 改

め

る。

に す

技 能 労 務 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る 4

技

能

労

務

職

員

 \mathcal{O}

給

与

及

び

旅

費

に

関

す

る

規

則

平

成

+

六

年

大

分

県

教

育

委

員

会

規

則

号

勤

職

員

を

除

 \langle

_

を

削

る

職

員

 \mathcal{O} 第 条 中 条 例 第 + 五. 条 に 規 定 す る 臨 時 職 員 及 び 非 常

第 七 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

3 \mathcal{O} 期 前 末 手 項 当 \mathcal{O} 基 規 礎 定 額 に は カン か 教 わ 育 5 ず 員 숲 地 が 方 別 公 に 務 定 員 め法 る 第 十 二 条 0 第 項 第 号 に 掲 げ る

第 九 条 に 次 0 た だ L 書 を 加 え委 る。

た だ L 般 職 員 \mathcal{O} 例 に ょ ŋ 難 1 t \mathcal{O} に 0 1 7 は 教 育 委 員 숲 が 別 に 定 8

る

第 九 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

2 用 職 前 員 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 給 規 料 定 \mathcal{O} に 額 カュ は カュ わ 5 次 \mathcal{O} ず 各 号 地 方 に 掲 公 務 げ る 員 職 法 員 第 \mathcal{O} + 区 \equiv 分 に 条 応 \mathcal{O} じ、 第 当 該項 に 各 号 規 に 定 定 す \otimes る る 会 額 計 年 \mathcal{O} 度 範 用 任

内 で 第 教 七 育 条 人 第 事 課 \equiv 項 長 \mathcal{O} が 額職 決 定 員 す る 次 \mathcal{O} イ

口

又

は

ハ

に

掲

げ

る

職

員

 \mathcal{O}

区

分

に

応

じ、

そ

n

ぞ

n

イ、

口

又

は

ハ

に

定

8

る

イ 乗 職 給 U 員 料 月 7 に 月 額 得 額 0 \mathcal{O} た 1 給 7 以 料 下 定 を 8 受 5 \mathcal{O} け n 項 る に 職 た お 員 週 V 間 て 别 当 表 た 別 第 ŋ 表 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 勤 最 給 高 務 料 時 号 表 間 給 に を \mathcal{O} 定 給 三 \emptyset +料 る 八 月 額 級 七 に と お 五. で 1 け う。 除 る 最 L て 高 得 に \mathcal{O} 号 た 数 当 給 該の

口 日 額 \mathcal{O} 給 料 を 受 け る 職 員 勤 務 日 に 0 き 別 表 0) 最 高 号 給 \mathcal{O} 給 料 月 額 +

で で 除 除 L L て 7 得 得 た た 数 額 を に 乗 じ 当 て 該 得 職 た 員 額 に 0 1 て 定 め 5 れ た 日 当 た り 0) 勤 務 時 間 を 七 七 五.

十 時 間 で 除 額 L \mathcal{O} T 給 得 料 た を 数 受 を け る • 職 七 員 五. で 勤 務 L 7 時 間 た に 額 2 き、 別 表 \mathcal{O} 最 高 号 給 \mathcal{O} 給 料 月 額 を二

地 方 公 務 員 法 第 + = 条七 \mathcal{O} 第 項除 第 号 得 に 撂 げ る 職 員 別 表 \mathcal{O} 最 高 号 給 \mathcal{O} 給 料 月

額

3 第 項 額 \mathcal{O} 規 定 に カコ か 5 わ 5 ず、 第 法 七 条 第 項 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 地 域 手 当 通 勤 手 当 及 び 時 間

第 務 + 手 条 当 中 \mathcal{O} 支 並 給 U 方 に そ 法 はれ \mathcal{O} \mathcal{O} 支 下 給 に 方 は、 \mathcal{O} 規 教 育 則 委 に 員 定 \Diamond 会 る が ŧ 別 に \mathcal{O} 定 \mathcal{O} \Diamond ほ る。 カュ を 加 え 同 条 に

次

0

外

勤

項 を 加 え る。

2 委 員 前 숲 項 が \mathcal{O} 別 規 に 定 定 に \Diamond カュ る。 か わ 5 ず、 第 七 条 第 三 項 0) 職 員 0) 旅 費 0) 額 及 び そ 0) 支 給 方 法 は 教 育

別 表 第 第二十 兀 条 関 係

	一 一 日	一 五 月	二 〇 目	七年度以上
\neg	一 〇 目		一八日	六年度
\vdash	九日		一六日	五年度
日	八日		一四日	四年度
日	六日	九日	1 11) 三年度
日	六日	八日]] Ш	^売 二年度
日	五日	七日	一〇 □	初年度
で	一六八日ま	二一六日まで		数
ら	一二一日か	一六九日から	二一七日以上	年間の勤務日

は

交 風

通

機

関 火

 \mathcal{O}

事 そ

故

等

に 非

ょ

ŋ 災

出 害

勤 に

す

ることが

水

震

災

 \mathcal{O}

他

常

ょ

る

交

通

遮

又

必

要

논

認

 \Diamond

6

れ 休

る 暇

日 \mathcal{O}

又 期

は 間

時

間

著 断

原

因

三 女性職員が出産した場合					•							•			•										
世職員が出産した場合 中の女性職員が、従事する業務が母体又 その都度必要と認められる期間に一回、機法(昭和四十年法律第百四十一号)第十 二十四週から満三十五週まで四週間に一回、産後一年までその間に一切の健康保持に影響があるとして、休息 別間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週 出産の日までの申し出た期間の健康保持に影響があるとして、休息 別間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週 出産の日までの申し出た期間においた地震である場合 が困難である場合 ・一回、満三十二週まで四週間に一回、後により割りにこれに対して、休息 ・一回、満三十二週まで四週間に一回、満三十二週まで四週間に一回、変と認める時間が大きにより割りにある場合 ・一回につき一日の勤度が中の女性職員が中し出た ・一回につき一日の動きされた一般の表により割りに表現の場合にあっては、十四週 出産の日までの申し出た期間においる場合により割りに表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の場合により、中間の範囲内でその都度が表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	九		間				七				六	し								条		兀			三
関が上垂田における就業が著しく困難 必要と認められる期間を経過し員が出産した場合 (昭和四十年法律第百四十一号)第十二十四週から満三十五週まで四週間に一回、産後一年以内の女性職員が、母 妊娠満二十三週まで四週間に一回、産後一年以内の女性職員が、母 妊娠清二十三週まで四週間に一回、産後一年はである場合 (医師等の特別の指示があった場合権度が母体又は胎児の健康保持に影響 られた動務時間の始め又は終わりにの女性職員が延齢であるとして、休息 に出産する予定の女性職員があるとして、休息 に出産の日までの申し出た期間についてもその指食する場合 (医師等の特別の指示があった場合を展展特に影響 られた動務時間の始め又は終わりにの女性職員が妊娠障害のため勤務する 出産の日までの申し出た期間において、一日を超えない範囲内で必要と認める時間が出産する予定の女性職員が申し出た 出産の日までの申し出た期間において、1000円を収入と認める時間が上間である場合 (国内で各々必要と認める時間を経過し人の対象を関が出産した場合 (国内で名々必要と認める時間が出産した場合にあっては、十四週 出産の日の翌日から八週間を経過し目が出産した場合にあっては、十四週 出産の日までの申し出た期間において、1000円の200円の200円の200円の200円の200円の200円の200円	性	合		週		が	娠		る	雑	娠		児	娠					場	保	健	娠	場	\otimes	性
出産後一年以内の女性職員が、母妊娠満二十三週まで四週間に一回、 大は同法第十三条の健康診査を受一回、満三十六週から分べんまで一又は同法第十三条の健康診査を受一回、満三十六週から分べんまで上性職員が、従事する業務が母体又 その都度必要と認める時間は、いずれの期間についてもその指は、いずれの期間についてもその情に一回、産後一年以内の女性職員が、母妊娠責が一旦につき一日の勤られた動務中の場合にあっては、十四週出産の日までの申し出た期間においた場合を受して、休息を認める時間が近極を変と認める時間が近極を変して、休息を認める時間が近極を変して、休息を認める時間が近極を変して、休息を認める時間が近極を変と認める時間が近極を変した場合として、休息が日本といて、一日を超にて一時間を超えないで、一日を超にて一時間を超えないで、一日を超にて一時間を超えないで、一日を超にて一時間を超えないで、一日を超にて一時間を超点と認める時間が関連を表別であるとして、休息が日本というので、一日を通じて一時間を超点とないで、一日を超にないまで、一日を超にないまで、一日を超にないまで、一旦につき、一日の動き、大型では、一旦につき、一日の動き、大型では、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に、一旦に	員		に	$\overline{}$		難	\mathcal{O}			程	\mathcal{O}	補		\mathcal{O}					合	指	$\overline{}$	又	合 		員
日における就業が著しく困難 必要と認められる期間を経過すした場合 した場合 して、体息 により割り はたいずれの期間についてもその指 の場の関本を過さない範囲内でその都度 までの申し出た期間におい は、いずれの期間についてもその間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までの申し出た期間におい ないて、一日を通じて一時間を超えないを関わらいまのも時間 は、いずれの期間についてもその間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までの申し出た期間におい は、いずれの期間についてもその指 は、いずれの期間についてもその間に一回、 は、いずれの期間についてもその指 は、いずれの期間についてもその指 は、いずれの期間についてもその指 は、いずれの期間についてもその指 は、いずれの期間についてもその間に一回、 は、いずれの期間についてもその間に一回、 は、いずれの期間についてもその間に一回、 は、いびは、第三十二週まで四週間に一回、 は、いびは、第三十二週まで四週間に一回、 は、いばに対し、 は、いばによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	出		産	胎		あ	性			が	性	食する		性						又	和	出			生
とがやむを得ないと認めら 一年以内の女性職員が、母 妊娠満二十三週まで四週間に一回、 大は 第 1 四十一号)第十二十四週から満三十五週まで二週間 に いずれの期間についてもその健康診査を受 一回、満三十六週から分べんまで一間に一回、産後一年までその間に一 が近娠障害のため勤務する 出産の日までの申し出た期間において、休息 中間の範囲内で各々必要と認める時間 が大妖障害のため勤務する 出産の日までの申し出た期間においてもをの女性職員が申し出た 世間ので各々必要と認める時間の始め又は終わりに 要と認める日又は時間	し		る	娠		場	員			体	員	場	持	員						司	+			$\sum_{}$	日
いる就業が著しく困難 必要と認められる期間を経過し 一三条の健康診査を受 一回、満三十三週まで四週間に一回、 原事する業務が母体又 その都度必要と認める時間があるとして、休息 間に一回、産後一年までその間に一 に事する業務が母体又 その都度必要と認める時間があるとして、休息 おれた回数)、一回につき一日の勤された回数)、一回につき一日の勤された回数)、一回につき一日の指示があった場合 は、いずれの期間についてもその間に一 一回、満三十五週まで二週間であっては、十四週 出産の日までの申し出た期間においまで一時間を超えない範囲内でその都度と認める時間がある時間がある時間がある時間がある時間がある時間がある時間がある時間があ	場		定	場		合	妊			は	通	合	影	`						第	法			が	お
は、いずれの期間に一回、 一回、満三十三週まで四週間に一回、 一のため勤務する出産の日までの申し出た期間において、休息 のため勤務する出産の日までの申し出た期間において、一日を超えない範囲内でその間に一日で各々必要と認める時間を超えないが、一回につき一日の指別のは、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間においては、十四週出産の日までの申し出た期間を経過して、保護により割りにある。	百		女	に			障			児	に		が	事						三	第	内		む	る
おいと認めら ・一号)第十二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十二週間に一回、満三十六週から分べんまで一間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までその間に一日を超えない範囲内で必要と認める時間がよいて、一日を超えない範囲内でそのおりりに、大息が申し出た期間において各々必要と認める時間が出産の日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの日までの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでは、1000円により割りによりまでは、1000円により割りによりまでは、1000円により割りによりまでは、1000円により割りにより割りにより割りにより割りにより割りにより割りにより割りにより割			職	2			\mathcal{O}			健	用		る	る						\mathcal{O}	兀	女		得	業
記めら 記めら 記めら 記めら 記が、母 妊娠満二十三週まで四週間に一回、 査を受 一回、満三十六週から満三十五週まで二週間に一回、産後一年までその間に一回、産後一年までその間に一時間の範囲内で各々必要と認める時間 中四日を超えない範囲内で必要と認める時間 要と認める日又は時間 要と認める日又は時間 要と認める日又は時間 要と認める日又は時間 要と認める日又は時間 田産の日の翌日から八週間を経過す 日までの期間(産後六週間を経過す			が	は			\emptyset			保	る		L	務						康	_	職		1	
世界 がある と認められる期間 を経過し と認められる期間を経過す を			L				務			に	通		`	母						査	$\overline{)}$			認	
要と認められる期間に一回、満三十二週まで四週間に一回、満三十六週から分べんまでに一回、産後一年までその間に一回、産の日までの申し出た期間についてもその間に一日を超えない範囲内で必要と認める時間を超えない範囲内でそのもと認める時間を超えない範囲内でその時間を超えない範囲内でその時間を超えない範囲内でそのもし出た期間においてもその時間を超えない範囲内でそのおりにより割りにある。 「は、一回、産後一年までその間に一回、産の日までの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間を経過する。 「は、一回、産後、一回につき一日の動きでの申し出た期間においまでの申し出た期間においまでの申し出た期間を経過する。 「は、一回、産後、一回につき一日の動きでの申し出た期間を経過する。」 「は、一回、産後、一回につき一日の動きでの申し出た期間を経過する。」 「は、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、一回、				週			る	444		響	関			又	m.I.	•									難
田田 日	ま産			産	と	兀	産	囲		れ	$\stackrel{-}{-}$			\mathcal{O}	間	れ	`			一回、		娠			要
間での申し出た期間に一回につき一日の期間に一回につき一日の期間についてもその間に一回にの申し出た期間についてもその間に一時間を経過しす。 おいい 週間を経過しす という はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は	の目			日	め	を	日	で	_	勤	$\vec{-}$			度	範	口	ず	等	回、		週	$\overline{}$			認
 産産 から 八 週間 に 一 回 に つ から 八 週間 を 経 過 し す 産後 八 週間を 経 過 し す 産後 八 週間を 経 過 し す 産後 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す こ 中 し 出 た 期 間 を 経 過 し す 	間 翌			で	日	え	で	々	を	時	第			要	内	数)、	\mathcal{O}	特		+	5	\equiv			5
大川出間と認める時間と認める時間と認める時間出た期間でその間にのでその間にのでその間にを終わり間を経経のにより間を経過しす。までその間に一間の前に一間の前に一間の前に一間の前に一間の前に一間である。	産 か				は	11		要	じ	\mathcal{O}	項			認	必	<u> —</u>	間	\mathcal{O}	_	週	三	ま			る
間間期で期る間はに間かきそべんでま間を間をもっのんでに経経のに間超過過都おより割間の場にで週回しす変にり動指合一一間、	六 八					用		認	_	\emptyset	規			る	と		· つ	示	ま	5	五.	兀			
過過 都 お え り 割 間 の の 場 に で 週 回 し す	間間			期		で	期	る	間	は	に				め	_	7	あ	そ	ベ	ま	間			
しす	経 経			旧		\mathcal{O}	に	間	超	わ	り				時	日	りその	た	間	ま	$\vec{-}$	_			
	しす					度	V		な	に	り				I HJ	勤	指	合	_	_	間	`			

人以上の場合にあっては、十日)(勤一の年度において五日(要介護者が二	例施行規則第十条の二第六項に規定する要介護十二 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条
	合め勤務しないことが相当であると認められる場
	定する健康診断若しくは予防接種の付添いのた
	(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規
	しくは第十三条の健康診査、学校保健安全法
又は時間	をいう。)又はその子の母子保健法第十二条若
人事課長の定める時間)の範囲内の日	傷し、又は疾病にかかったその子の世話のこと
は、その者の勤務時間を考慮し、教育	育する会計年度任用職員が、その子の看護(負
一でない会計年度任用職員にあって	る者を含む。以下この項において同じ。)を養
(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同	二の十九の項において子に含まれるものとされ
二人以上の場合にあっては、十日	則(昭和二十六年大分県規則第四十号)別表第
小学校就学の始期に達するまでの子が	の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規
一の年度において五日(その養育する	十一 小学校就学の始期に達するまでの子(職員
	に必要と認められる授乳等を行う場合
	てる会計年度任用職員が、その子の保育のため
	む。以下この項及び次項において同じ。)を育
	考二において子に含まれるものとされる者を含
	条例第三十五号)第十条第一項第二号の表の備
	勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県
一日二回各々三十分	十 生後一年に達しない子 (職員の休日休暇及び
就く期間を除く。)	
て、医師が支障がないと認めた業務に	
女性職員が就業を申し出た場合にお	

が 用 \mathcal{O} 職 教 相 当 員 育 で が 人 あ 事 る 当 課 لح 該 長 認 世 が \otimes 話 定 5 を \Diamond れ 行 る る う 世 場 た 話 合 8 を 勤 行 務 う 会 L な 計 年 11 度 لح 任 な 長 \mathcal{O} 者 が V 定 \mathcal{O} 会 計 \Diamond 勤 る 務 年 時 度 時 間 任 間 を 用 \mathcal{O} 考 職 範 慮員 囲 L に あ 内 教 0 0 7 日 育 又 人 は は 事

十 範 を 員 委 が 超 \mathcal{O} 員 申 会 え 当 要 ず 出 \mathcal{O} 該 介 に 定 介 護 基 8 護 カュ 者 0 づ る を \mathcal{O} き とこ す 介 る 通 護 ろに 算 当 た を め、 L 該 す て 要 ょ る 九 介 教 り 会 + 護 育 計 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 者 委 年 日 計 員 لح 度 を 年 会 任 超 に 度 が え 任 用 \equiv な 用 教 職 11 回職 育 員 期 指 間 間定 期 間 内 に お 1 て 必

認

8

5

れ

る

時 課 そ

う。 囲 内 内 で に 指 お 定 す 1 て る 期 勤 務 間 L な 以 下 1 لح 指 が 定 期 相 当 間 で لح あ る 11 要 لح

当 日 定 で \mathcal{O} 期 連 当 要 あ 勤 間 続 該 介 る 務 کے す 介 護 لح 時 重 る 護 者 認 間複 を \mathcal{O} \Diamond \mathcal{O} す 年 す 介 5 る \mathcal{O} る 護 れ 部 期 期 た を る 間 に 間 め す 場 0 を る 当 合 き 除 当 会 <_ 。 勤 該 該 計 要 務 要 年 L 介 介 度 内 護 な 護 任 11 に 者 者 お に 用 لح <u>_</u>, 職 11 係 が لح て 員 る 当 6 時 が 時 員 日 間 間 に れ に 該 る 時 カュ 0 連 0 期 間 を 5 き 続 11 間 超 を 五. 7 す え 下 時 時 る な 回間 日 間 る 兀 VI に 年 場 範 + 0 当 \mathcal{O} 合 五. 該 囲 き 期 定 内 は 分 会 間 を で 8 計 内 当 減 5 必 年 に 要 該 じ 度 れ お لح 減た た 任 1 認 じ 時 勤 用 て \Diamond た 間 務 職

+

認

 \Diamond

5

れ

る

場

合

公 提 案 理 由

相

指 に が 兀

要 育 な 委 地 事 員 方 項 会 務 を \mathcal{O} 任 員 定 法 \otimes 命 る に 及 必 係 び 要 る 地 が 会 方 計 あ 自 る 年 治 \mathcal{O} 度 法 で 任 提 用 昭 案 職 和 す 員 る \mathcal{O} 十 任 用 年 法 報 律 酬 第 そ 六 \mathcal{O} + 他 七 \mathcal{O} 号 給 付 \mathcal{O} 勤 部 務 改 条 正 件 に 等 伴 に 1 関 県 L 必教

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の制定について

1 制定の理由

(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正

地方公共団体における臨時・非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備すること等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「一部改正法」という。)が公布された(令和2年4月1日施行。概要は次のとおり)。

- ○改正概要
 - ①特別職の任用及び臨時的任用の適正の確保
 - ②一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化(会計年度任用職員の創設)
 - ③会計年度任用職員に対する給付の規定の整備
- (2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定

上記(1)に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行うため、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「報酬条例」という。)が制定された(令和2年4月1日施行。主な対応方針及び概要は次のとおり)。

- ○主な対応方針
 - ①現行の一般職非常勤職員を、会計年度任用職員(パートタイム)に移行
 - ②全ての会計年度任用職員 (パートタイム) に、通勤に係る費用弁償を支給
 - ③任期が6月以上の会計年度任用職員に、期末手当を支給
- ○概要
 - ①会計年度任用職員に対し支給する、給料・報酬・各種手当・費用弁償の支給規定の整備
 - ②その他規定の整備

2 規則制定の概要

上記1に伴い、会計年度任用職員(パートタイム)の任用、報酬その他の給付、勤務条件等に関し必要な事項を定めるため、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則を制定する。

概要は、次のとおり。

- (1) 会計年度任用職員の選考、採用、更新、退職等についての規定
- (2) 会計年度任用職員に対する給付(報酬、期末手当、費用弁償)についての規定
- (3) 会計年度任用職員の勤務時間、時間外勤務についての規定
- (4) 会計年度任用職員の休暇(年次有給休暇その他休暇)、休業についての規定
- (5) その他、会計年度任用職員の服務、福利、県費負担教職員の適用の特例等についての規定 ※なお、会計年度任用職員の制度は、現行の一般職非常勤職員制度を基本としている。 詳細な変更点等は別紙のとおり。

3 関係規則(附則により改正)

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則
- (2) 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則

4 施行期日

令和2年4月1日(一部改正法及び報酬条例の施行日)

(別紙)

会計年度任用職員制度導入に伴う変更点

Ī	項目	現状(非常勤要項)	変更後(会計年度規則)
(1)職の基準		一般職:特別職以外の全ての者 特別職: ①特定の学識・経験を必要とする職について、 自らの学識・経験に基づき公務に参画する者 ②特別職とすることが法令等により定められて	一般職:特別職以外の全ての者 特別職: 専門的な知識経験又識見を有する者が就く職であって、当該知 議経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行う者 (ex.教育委員、○○審議会委員、産業医、学校医、
		いる職に従事する者 ③一の任用期間を通じて、勤務日数(回数)が、 おおむね1月あたり10日(回)以下である者	学校歯科医、学校薬剤師、顧問弁護士) ※特別職から一般職に移行する者 各所属の嘱託職員、短期臨時、保健師、こころのコンシェルジュ、支援員・相談員、サポーター・アドバイザー、非常勤講師、 外国語指導助手(ALT)、スポーツ国際交流員(SEA)、 SC、SSW、SSS、部活動支援員など
(2)任用	任用根拠(法)	地方公務員法第17条	地方公務員法第22条の2 ※公募・任用時に根拠条文を明示する。
	任用根拠(例規)	一般職非常勤職員設置要綱	大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関す る規則
	任用期間	1年以内とし、会計年度は超えない。	同左
	条件付採用	法律上、適用除外	任用(再度の任用を含む)後1月間を条件付採用期間とする。
	欠格条項	地方公務員法の規定を適用する。	同左
	能力実証方法	選考により職務遂行に必要な能力を有する者を任用する。 ※複数名の審査者により、書類選考及び面接のほか、必要に 応じて職務遂行上必要とされる知識・技能等の検定などを実	同左
	募集方法		同左
	公募によらない	人事評価による能力実証を経てその可否を判定する。	同左
	再度の任用	連続する一の任用につき5年を上限とする。なお、上限に達した者が、公募による募集に応募することを妨げないこととする。	平成31年度(令和元年度)に「一般職非常勤職員」であったものは、能力実証を経て令和2年度に「一般職非常勤職員(会書年度任用職員)」として、公募によらない再度の任用をするこ
		※同一の者を再採用する場合などにあっては、採用所属の説明責任がより一層重要となる。	とができる。
	任用の権限	各所属の内申をもとに、教育人事課にて任免。	同左
(3)報酬	給付根拠	一般職非常勤職員設置要綱	会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年7月議会において制定済み)
	給付の種類	原則、日給として支給(一部、回額)	原則、日給として支給(一部、時間額)
	報酬水準	職務給の原則から行政職給料表等を基礎として算定	同左
	通勤費用弁償	職務の性格等から特に必要であると認める職員(資格・免許が必要などの採用困難職種)に対しては、通勤のために要す	常勤職員の通勤手当の例に準じ、通勤のために要する費用の手 償を行う。
		る費用の弁償を行う。	
	期末手当		6月、12月に期末手当を支給(2.6月) ※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。
(4)勤務時間	勤務時間	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。
休暇·休業	勤務時間	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給 (1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。
	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給 (1.35月) 動務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業
休暇·休業	勤務時間 休暇·休業	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給 (1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左
休暇·休業	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給(1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 ※非常勤職員としての勤務形態を考慮し、許可については弾	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある場合は、是正指導する。
休暇·休業	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従 事制限	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給(1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 ※非常勤職員としての勤務形態を考慮し、許可については弾力的な対応を行う(個別判断)。	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある場合は、是正指導する。 ※講師については除く。
休暇·休業	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従 事制限	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給 (1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 ※非常勤職員としての勤務形態を考慮し、許可については弾力的な対応を行う(個別判断)。	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある 場合は、是正指導する。 ※講師については除く。
休暇·休業	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従 事制限 分限処分 懲戒処分 服務の宣誓	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給(1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 ※非常勤職員としての勤務形態を考慮し、許可については弾力的な対応を行う(個別判断)。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある。 場合は、是正指導する。 ※講師については除く。 同左
(5)服務	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従 事制限 分限処分 懲戒処分 服務の宣誓	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給 (1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 ※非常勤職員としての勤務形態を考慮し、許可については弾力的な対応を行う(個別判断)。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある 場合は、是正指導する。 ※講師については除く。 同左 同左
休暇•休業	勤務時間 休暇・休業 職務専念義務の 免除 営利企業等の従 事制限 分限処分 懲戒処分 服務の宣誓	る費用の弁償を行う。 期末手当見合いの額を付加報酬として日額に加算し、支給(1.35月) 勤務時間は、常勤職員の概ね3/4(6.75h/日,18日/月)程度 一般職非常勤職員設置要綱に基づく休暇・休業 地方公務員法及び条例等の服務上の関係規定を適用する。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常勤職員に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報長に同じ。 常世報日本記述	※任期が6月未満の者、月の勤務時間が65時間 (年780時間)以下の者等を除く。 ※常勤職員と同様に、在職期間に応じた割落としがある。 同左 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づく休暇・休業 ※休暇・休業の種類は変更なし 同左 同左 届出制 ※職務専念義務、信用失墜行為の禁止等に抵触する恐れがある場合は、是正指導する。 ※講師については除く。 同左 同左